

## 建設業の許可申請にかかる常勤性の確認について

（１）次の者は、申請者たる個人又は法人において現在、常勤であることを要します。申請時には、常勤を証する書面の提出をしてください。

- ① 経營業務の管理責任者
- ② 営業所の専任技術者
- ③ 令第３条の使用人

（２）常勤とは、原則として申請にかかる本社、支店、営業所等において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している者がこれに該当します。なお、建築士事務所を管理する建築士、宅地建物取引業の専任の取引主任者等の他の法令で専任を要する者と重複する者は、専任を要する営業体及び場所が同一である場合を除き「常勤であるもの」には該当しません。

（３）専任とは、その営業所に常勤して専らその職務に従事することを要するものをいいます。次に掲げるような者は、原則として、「専任」の者とはいえません。

- ① 住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な者。  
（通勤時間がおおむね片道２時間以上の場合は、確認資料が必要となります。）
- ② 他の営業所において専任を要する者
- ③ 建築士事務所を管理する建築士、専任の取引主任者等の他の法令により特定の事務所等において専任を要する者（専任技術者について、建設業において専任を要する営業所が他の法令による専任を要する事務所等と兼ねている場合において、その事務所等において専任を要する者を除く。）
- ④ 他に、個人営業を行っている者、他の法人の常勤役員である者等、他の営業所において専任に近い状況にある者

（４）建設業許可における営業所の専任技術者（経營業務管理責任者、令第３条の使用人）は原則として主任技術者・管理技術者にはなれません。

特例として下記の要件を全て満たす場合は、営業所における専任技術者は、当該工事の専任を要しない監理技術者等となることができます。

- ① 当該営業所で請負契約が締結された工事であること。
- ② 工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあること。（工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度であること。）
- ③ 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ④ 当該工事の専任を要しない監理技術者等であること。

（５）常勤性を証する書面

【必須】 住民票（発行後３月以内のもの）

\* 現住所と住民票が異なる場合、ほかに、現住所に居住していることが確認できる資料が必要です。（**正当な理由がある場合に限り**ます）

【確認できる書類の例】

\* 不動産（建物）の登記簿謄本、アパートの賃貸借契約書、公共料金の請求書、領収書

【必須】 社会保険証の写し

\* 所属確認できない保険証の写しの場合には所属を確認できる直近分を含む源泉徴収簿・賃金台帳・納入告知書+住民税特別徴収税額通知書・確定申告書等

（６）その他

\* 出向者の場合、出向協定書及び辞令の写し、**出向元**の賃金台帳等（出向元から出向者に支払っていることがわかるもの）、**出向先から出向元へ**の振込内訳書（会社間の賃金相当分の負担がわかるもの）**出勤簿**、（３ヶ月分）を提出してください。

\* 経營業務の管理責任者（専任技術者、令3条の使用人）が他の会社の代表取締役をかねている場合は、以下の事項を参考にしてください。（ただし、申請会社で社会保険等で常勤社員であることを証明できる場合、勤務実態が示されれば他社での非常勤の証明を求めない。）

①他の会社が現在も事業を継続中の場合

他の会社において複数の代表取締役がいて、その会社に非常勤であることが証明できる場合（他の代表取締役が常勤である場合）は、会社の登記事項と、他の代表取締役役による非常勤証明書或いは、取締役会、株主総会での議決書写しなどにより非常勤を確認できる書面の提示又は写しの提出等により、当該申請会社での常勤性の確認ができれば就任は可能。

②他の会社が倒産し、破産宣告を受けている場合

破産宣告の決定があった時点で事実上代表取締役を含む取締役の権限は消滅したと考え、申請会社での常勤性が確認できれば、就任できる。（登記事項証明書等で破産宣告の事実を確認）

③他の会社が休業中の場合、次の証明書類等で休業を確認する。

ア 他社の直近の履歴事項全部証明書

イ 税務署、道税事務所、市町村に提出した廃業届、法人の設立等報告書、休業届けの写し

ウ 他社の現状説明申立書（任意様式）及び参考資料

④個人事業主は、原則、その事業所の常勤職員として取り扱う。法人の役員で経営管理責任者等になる場合は個人事業の廃業届写も必要。

⑤申請会社で社会保険等で常勤を確認した代表取締役等は、当該会社の常勤役員と考える。